

JMBマイル／TOKYU POINT交換特典特約

2020年12月1日改定

日本航空株式会社

東急株式会社

本特約は、日本航空株式会社（以下、「日本航空」といいます）が運営するJALマイレージバンク（以下、「JMB」といいます）のマイルと、東急株式会社（以下、「東急」といいます）が運営するTOKYU POINT（以下、「ポイント」といいます）を相互に交換できる特典（以下、「本特典」といいます）について、その内容を定めたものです。

第1条（名称）

本特典のうち、ポイントからマイルへ交換する特典の名称を「JMBマイル特典」（以下、「マイル移行」といいます）とし、マイルからポイントへ交換する特典の名称を「TOKYU POINT特典」（以下、「ポイント移行」といいます）とします。

第2条（特典の対象者）

本特約に従い、本特典を利用することができる会員（以下、「会員」といいます）は、JALカード TOKYU POINT Club Qの会員、TOKYU CARD Club Q JMBならびにTOKYU CARD Club Q JMB PASMOの会員です。いずれも本特典申込み時に有効なカード会員であり、かつJMB日本地区会員であることとします。

第3条（マイル移行）

1. 会員は、本会員名義のカードでためたポイントを、日本航空および東急（以下、「両社」といいます）が定める移行条件、移行方法により、JMBのマイルへ移行することができます。詳しい移行条件、移行方法はカード送付時にお送りするご利用の手引きまたはホームページに記載します。
2. カードの名義とJMBご登録の名義が異なる場合は、マイル移行はできません。
3. マイル移行の申込みについて、不正または不備があった場合、当該申込み時においてクレジットカードのご利用代金等のお支払に延滞等があった場合、その他会員が本特約に違反する場合は、マイル移行ができないことがあります（延滞等の発生以前にためたポイントからの移行も含みます）。これにより、会員がJMB所定の特典を享受できなかったか、また権利を行使で

きなかった場合でも両社は一切責任を負いません。

4. 交換後のマイルについては、JMB一般規約によるものとします。

第4条（ポイント移行）

1. 会員は、自らの名義のカードでためたJMBのマイルを、両社が定める移行条件、移行方法により、ポイントへ移行することができます。詳しい移行条件、移行方法はカード送付時にお送りするご利用の手引きまたはホームページに記載します。
2. JMBご登録の名義とカードの名義が異なる場合は、ポイント移行はできません。
3. ポイント移行の申込みについて、不正または不備があった場合、当該申込み時においてクレジットカードのご利用代金等のお支払に延滞等があった場合、その他会員が本特約に違反する場合は、ポイント移行ができないことがあります（延滞等の発生以前にためたマイルからの移行も含みます）。これにより、会員がポイントサービス所定の特典を享受できなかったか、また権利を行使できなかった場合でも両社は一切の責任を負いません。
4. 交換後のポイントについては、TOKYU POINT規約によるものとします。

第5条（移行後の取扱い）

会員は、理由の如何に関わらず、マイル移行またはポイント移行の申込みをした後に、これを取り消、撤回、または変更することはできません。また、一旦マイル移行したマイルをポイントに戻すことや、ポイント移行したポイントをマイルへ戻すことはできないものとします。

第6条（特典利用資格の喪失）

会員は、JALカード TOKYU POINT Club Qの会員資格または、TOKYU CARD Club Q JMBならびにTOKYU CARD Club Q JMB P ASMOの会員資格を喪失した場合は、本特典の利用資格を喪失するものとします。

第7条（特典の終了・変更等）

日本航空および東急は、会員に対する予告なしに本特典を終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。

第8条（特約の変更等）

1. 本特約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、以下の場合に、日本航空および東急の裁量により本特約を変更することがあります。
 - イ) 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - ロ) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであ

るとき。

2. 前項により、本特約を変更する場合、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに日本航空および東急が適切と認める方法により、会員に対しその内容を告知するものとします。
3. 会員が変更後の本特約の効力発生日以降にマイル移行またはポイント移行を申し込んだ場合は、会員が本特約の変更または改定を異議なく承諾したものとみなします。

第9条（その他）

本特約に定めのない事項については、JMB一般規約、およびTOKYU POINT規約に拠るものとします。

【お問合せ】

JALマイレージバンク日本地区会員事務局

0570-025-039・03-5460-3939

（月～土9：30～17：30 日・祝日・年末年始休）

TOKYU POINTデスク（業務委託先：東急カード株式会社）

ナビダイヤル 0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-6432-7564 （札幌）011-290-7060

9：30～17：00 （除く1/1・2月第2日曜日）